

備前市教育委員会内規

三石中学校・吉永中学校統合準備委員会傍聴規程

(目的)

第1条 この内規は、三石中学校・吉永中学校統合準備委員会設置要綱(令和2年11月27日付け備教振第331号)に基づき、三石中学校・吉永中学校統合準備委員会(以下「委員会」という。)の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 公開する会議は、委員会、幹事会及び部会の会議とする。

(会議の開催の通知)

第3条 会議の開催は、会議の開催決定後、速やかに市のホームページにより周知するものとする。

(傍聴人の決定方法等)

第4条 会議の傍聴定員は、原則として委員会の会議は10人以内、幹事会及び部会の会議は5人以内とする。ただし、会場の規模により増減することができる。

- 2 会議を傍聴しようとする者は、会議開催予定時刻の15分前までに傍聴受付簿(別記様式)に自己の住所及び氏名を記入しなければならない。
- 3 前項の規定による受付は、受付順で定員に達するまで行い、定員を超えて傍聴しようとする者は会場に入場することができない。

(傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、係員の指示に従うとともに、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑その他の会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (3) はちまき、ゼッケン等を着用し示威的行為をしないこと。
- (4) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (5) 会場内で飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 写真、動画等を撮影し、又は録音等をしないこと。ただし、事前に委員長の承認を得た場合は、この限りではない。
- (7) 会場内では携帯電話の電源を切り、又はマナーモードに設定し、通話をしないこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、会議の進行の支障となる行為をしないこと。

(違反に対する措置)

第6条 係員は、前2条の規定に違反した傍聴人に対し、当該行為を禁止し、又は会場から直ちに退場することを命じることができる。

(その他)

第7条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この内規は、令和3年1月18日から施行する。

別記様式（第4条関係）

年 月 日

傍聴受付簿

受付番号	住 所	氏 名
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		